ハローワーク申請時に持参ください

キャリア福祉カレッジ介護職員初任者研修

《一般教育訓練給付制度》

○教育訓練給付制度とは

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）、または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講し修了した場合、 本人が教育訓練施設に支払った学費の 20%（上限 10 万円）が支給される雇用保険の給付制度です。

- 教育訓練給付金支給を希望の方は、受講前にお近くのハローワークにて受給資格の有無をあらかじめ確認しておくことをおすすめします。
- 受講修了後にご本人の住所を管轄するハローワークに申請をすると、受講料の一定割合に相当する額が戻ります。（申請時期は受講修了日の翌日から起算して1か月以内です）
- 初回に限り、被保険者期間 1 年以上で受給可能／退職後1年以内の方

・雇用保険の被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間が3年以上ある方です。
※過去に教育訓練給付金を受給した場合は、前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日までに 3 年以上経過していることが必要です。※詳しくは最寄のハローワーク（公共職業安定所）へお問い合わせください。

受講コース	指定番号	訓練期間	受講料（税込み）	20%支給	実質負担額
介護職員初任者研修（平日コース）	3720059-2010012-0	1ヵ月	61，000円	12，200円	48，800円
介護職員初任者研修（土曜コース）	3720059-2010022-2	4か月			

ご利用の流れ

1. 申込時又は受講期間中に、本制度を利用する旨を事務局までお知らせください。受講料は一旦ご自身（本人名義）で全額を支払う必要があります。各種割引制度と併用してご利用いただけます。
2. 修了証と同時期に、申請書類をお届けいたします。
3. 申請書類に必要事項をご記入のうえ、最寄りのハローワークに講座修了後1か月以内にご提出ください。
4. 給付金がハローワークからご本人の指定口座に振り込まれます。

○母子家庭自立支援給付金制度とは

対象者

1. 母子家庭の母、又は父子家庭の父であって、現に児童（20 歳に満たない者）を扶養している方
2. 児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にあること。
3. 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められること。※いずれも、ご自身で受講料を払われた方に限ります。

給付率 ：支払った受講料の 60%(上限 20 万円)

手続き ：この制度は地方自治体により実施されています。講座お申し込みの前に最寄りの市区町村窓口（福祉事務所など）にて事前にお手続きください。